

中辺分別論(障品)の和訳並びに研究(2)

舟橋尚哉

前号(第十八号)に第二章障品の、1、遍等の五障、2、

加行に対する九つの結(煩惱)の障、3、菩薩の障、a、善等の十に対する障まで一応和訳しておいたので、本号にはb、十能作(十因)以下について和訳を試みようと思う。前号でも述べておいたように、中辺分別論の第一

章相品、第三章真実品については、大乘佛典(世界の名著2、中央公論社、昭和42年刊)に長尾博士の現代的な訳が載っているが、その他の章は今のところ山口益博士の「中辺分別論積疏」(安慧釈)に部分的な訳が見られるだけである。しかし最近の中央公論社からのパンフレットによると、大乘佛典全15巻(長尾博士、梶山博士監修)が出版され、その第15巻の世親論集には、中辺分別論(長尾博士訳)が含まれているから、隔月刊としても、二年以内には博士の完全な和訳が世に出るはずである。学界の発

展のために、これは誠に喜ばしいことである。

なお、私は昨春、「中辺分別論の諸問題——相品・障品・真実品を中心として——」(大谷学報、第五十二巻第四号)という小論文を発表しているので、これも参照して頂ければ幸いである。

* * *

一、和訳文は Nagao 本 (Madhyantavibhaga-bhāṣya, Tokyo 1964) を底本とした。

一、本文の上欄に底本の頁数を附し、下欄に Tatia 本 (Dr. Nathmal Tatia, Prof. Anantatal Thakur: Madhyantavibhaga-bhāṣya, Patna 1967) の頁数を附した。

一、チベット訳(北京版)の頁数を本文中の右肩に示した。

一、本文中の「」の中は、文意を明確にするために訳者が

補ったものである。

一、本文中の(一)(二)(三)は訳者が便宜上つけたものである。

* * *

〔和訳〕

p31

3、菩薩の障

b、十能作(十因)

p13

また次に、かくの如きこの障は善等(Subhadi)の十^{9a}について、ある対象(artha)に対して十能作(十因)⁽¹⁾となる、その対象に関連して知らるべきである。十能作(十因)とは、(一)生起能作(生因)は、譬えば眼識⁽⁸⁾に⁽²⁾つての眼等の如し。(二)安住能作(住因)は、譬えば諸衆生^{p14}にとつての四食の如し。(三)任持能作(持因)は、あるものが、あるものの依持(adhara)となれるものにして、譬えば有情世間にとつての器世間の如し。(四)照了能作⁽⁴⁾(明了因)は、譬えば色にとつての燈光の如し。(五)変壞能作(変異因)は、譬えば所熟(Pakya)等にとつての火等の如し。(六)分離能作(相離因)は、譬えば所断(cheda)等にとつての鎌等の如し。(七)転変能作(廻転因=転変因)は、譬えば金(suvarna)等にとつての金師(金細工人)等の如し。鑢劍等のものとして変化するに⁽⁵⁾おいて。(八)信解能作(必比因=信解因)は、譬えば火等

にとつての烟等の如し。(九)顛了能作(令信因)は、譬えば宗(Pratīna)にとつての因の如し。(十)至得能作(至得因)は、涅槃等にとつての「聖」道等の如し。

以上の如く、(一)生起の障は善に対する「障」と見らるべきである。それ「善」が生起せしめらるべきであるが故に。(二)安住の障は菩提に対する「障」である。それ「菩提」が不壞動性(akopyatva)の故に。(三)任持(dhriti)の障は摂受に対する「障」である。菩提心の依持(adhara)となる故に。(四)照了の障は有慧性に対する「障」である。それ「有慧性」が照了(顛了)せらるべきであるが故に。(五)変壞の障は無乱に対する「障」である。それ「無乱」^{p32}が迷乱を転滅することによって変壞性である故に。(六)分離の障は無障に対する「障」である。それ「無障」が障と離るるが故に。(七)転変の障は廻向に対する「障」である。菩提に心を廻向する相であるが故に。(八)信解の障は不怖に対する「障」である。信解なきことによって怖れるが故に。(九)令信(顛了)の障は不慳に対する「障」である。法を惜しまざるによって、他を信ぜしめる故に。(十)至得^{10a}の障は自在に対する「障」である。それ「自在」は自在力(自在性)を得る相あるが故に。

「能作(=因)に十種あり。(一)生起と(二)安住と(三)任

持と(四)照了と(五)変壞と(六)分離と(七)転変と(八)信解と(九)令信と(十)至得とにおいてである。

(一)眼「等」と(二)「四」食と(三)「大」地と(四)燈光と

(五)火等の、それら例証(譬喩)と、また(六)鎌と(七)工巧を知る者と(八)烟と(九)因と(十)道等「の例証」である。」

菩提を得んと樂たのむうによって、初めにともかくも善根が生起せしめらるべきである。それ故に、善根力が任持せらるるによって菩提が得らるべし。更にまた、この善根を生起せしめるものの依止 (pratishta) は菩提心である。

この菩提心の所依 (astaya) は菩薩である。更にまた、菩提心を起せる「菩薩」、善根力の任持を得たるこの菩薩によって、顛倒を断ずるために不顛倒が生起せしめらるべきである。それ故に見道において顛倒(6)がないから、「次に」修道における一切の障が断ぜらるべきである。

障を断ずるによって、一切の善根が無上正等覚に廻向せしめらるべきである。それ故に廻向力を持つるによって、深広なる法の教説において怖れらるべきではない。同様

に、怖畏なき意(心)によって、諸法に功德を見て、他の人々にそれらの法が広く開示さるべきである。それ故にかの菩薩は、このように種々の功德力を持つるを得て、

p33 疾く無上正等菩提を得て、一切法において自在を得ると、

これが善等の次第である。

4、菩提分と波羅蜜と地とに対する障

「菩提」分と波羅蜜と地とに対する、また別の障あり(第十偈 c-d)

a、菩提分に対する障

ともあれ、菩提分に対する「障」とは、

「事 (vastu) に善巧ならずと、懈怠と、三昧にとつての二の劣性と、植えないと、羸弱れいじやくなると、見 (dṛṣṭi) と、龜重との過失である」(第十一偈)

事 (vastu) に善巧ならずとは、「四」念住 (smṛti-
upasthāna) に対する障である。懈怠とは「四」正断に対する「障」である。三昧にとつての二の劣性とは「四」神足に対する「障」である。「二の劣性とは」(1)欲と精進と心と観とを円満(10)するに、いづれか一つが欠けているによりと、(2)「八」断行を修習するに「いづれか一つを」欠いているによりとである。

順解脱分 (mokṣa-bhāgīya) 「の善根」を植えないとは、

「五」根に対する「障」である。五根の羸弱なるとは、これらの「五」力に対する「障」である。所対治(障)と相雑合するが故に。見の過失というは、「七」菩提分

p15

に対する「障」である。これらは見道によって顕示されるが故に。龜重の過失とは、「八聖」道分に対する「障」である。これらは修道によって顕示されるが故に。

b、波羅蜜に対する障

諸波羅蜜に対する障とは、

p34 (一)富貴と(二)善趣と(三)有情を捨てざることに対する障と、(四)過失と功德との減と増とに対する「障」と、(五)「所化を」趣入せしめるに対する「障」と「

(第十二偈)

「(六)解脱と(七)無尽と、(八)善の無間〔に転ずるに對する障〕と、(九)決定せしめることと、(十)法を受用し成熟せしむることに対する「障」とである」(第十三偈)

この場合、十波羅蜜には、ある波羅蜜の果なるもの、それを障うるによって、それ「波羅蜜」の障があると説かれたのである。その中、(一)布施波羅蜜^{11a}にとっては、富貴と主権とに対する障が障である。(二)戒波羅蜜¹²にとっては、善趣に対する障「が障」である。(三)忍辱波羅蜜¹³にとっては、有情を捨てざるに對する障「が障」である。(四)精進波羅蜜¹⁴にとっては、過失と功德とを減じそして増すことに對する障「が障」である。(五)靜慮波羅蜜¹⁵にとっては、所化を趣入せしむるに對する障「が障」である。(六)

般若波羅蜜¹⁶にとっては、解脱に對する障「が障」である。(七)方便善巧波羅蜜¹⁷にとっては、布施等の無窮尽に對する障「が障」である。菩提に廻向するによって、それ(布施等)は無窮尽なるが故に。(八)願波羅蜜¹⁸にとっては、一切の生處において、善の無間に起ることに對する障「が障」である。願力によって、それ(善法)と隨順する生(uppatti)を撰受するが故に。(九)力波羅蜜¹⁹にとっては、その同じ善の決定せしめることに對する障「が障」である。思択と修習との力によって、所対治(障)に伏せられざるが故に。(十)智波羅蜜²⁰にとっては、自と他との「自ら」法を受用することと、「他を」成熟せしむることとに對する障が障である。所聞の義が言の如くにはないと覺るが故に。

註

- (1) 直訳すれば「それなるこの障は」であるが、今はわかりやすいように「かくの如き」と訳した。
- (2) チベット訳に *ngyur ba*「……となる」とある。
- (3) 「眼等は眼識等の「生起因」の如し」の意である。ちなみに真諦訳には「譬、如、眼入為、眼識、作、生因」とある。
- (4) 「例えば器世間が有情世間の任持なるが如し」(中辺分別論疏一二九頁参照)の意である。
- (5) Nagao 本 *Prañāya* (p. 32, l. 15) 4註②に *Read Prañāya? 2. 2. 1. 15. Tib. span bahi [phyir]* からすれ

は、Prahāna の Sg. D. と見るべきであらう。但し Tatia 本は Prahāya (p. 14. l. 20) のまじり註はな。とすればこのまじり讀んだのであらうか。但し、Pandeya 本では Prahāya (p. 65. l. 3) となっている。

(6) aviparyaste は長尾本註(註)に Better reading aviparyastena (?) であるといひ、Tib. phyin ci ma log pas を参照して訳した。但し Tatia 本も (p. 14. l. 21) Pandeya 本も (p. 65. l. 4) aviparyaste のまじりなっている。

(7) 玄奘訳に「由見道中無乱倒故、次於修道」とあるによって、「次に」を補った。

(8) 直訳すれば「見る人 (dṛṣṭā) によって」であらうが、今はチベット訳の mñon nas に従って「見つ」と訳した。

(9) anuprāpavan は、勿論 anu-pa-ra-ap の過去能動分詞である。

(10) paripūya 29 paripuri 「圓滿」の Sg. I. であるが、Tatia 本 (p. 15. l. 9) では aparipūya となっている。これなら「不圓滿」である。ちなみに山口博士「中辺分別論釈疏」(p. 138. l. 6)には、「欲と動と心と觀との隨一具足せざるに由りて不圓滿なるが故に」とあるから、不圓滿の方がよいのかもしれない。いずれにしても表現の相違であって意味内容は同じになる。

(11) 山口博士「中辺分別論釈疏」(p. 138. l. 8)によって補った。

(12) チベット訳によれば、「布施波羅蜜の果である富貴と主権とに対する障である」とある。

* * *

一

十能作(十因)とは、(一)生起因、(二)住因、(三)持因、(四)明了因、(五)変異因、(六)相離因、(七)転変因、(八)信解因、(九)令信因、(十)至得因の十の因 (kāraṇa || 能作) のことで、これらは先の(障品第九偈)の「善等の十」に相對應している。すなわち、(一)生起因は「眼等が眼識等の生起因」であるようなもので、その生起の障は善に對する障であるといわれる。なぜなら、その善 (Sūtra) が生起せしめらるべきであるのに、それを妨げるからである。(二)住因は「諸衆生にとつての四食の如し」といわれ、この安住の障は菩提 (bodhi) に對する障であるといわれる。四食とはいうまでもなく、段食、觸食、思食、識食のことで、これらの四種の食は一切の衆生の為めなるものであるように、菩薩が一切有情を利益し安樂ならしむる意樂によつて行ずるとき、転依の相なる菩提は有情の有らんに限り住すといわれる。(三)持因は「例えば器世間が有情世間の任持なるが如し」といわれ、この任持の障は攝受 (Samādāna) に對する障であるといわれる。なぜなら、⁽⁴⁾任持は菩提心であるからである。(四)明了因 (照了能作)

は「色にとつての燈光の如し」といわれ、有慧性が照了せらるべきであるのに、それを妨げるから、照了の障は有慧性 (dhimatva) に対する障である。ところで照了のサンスクリットは偈文では prakāśana (p. 32. 1. 7) となつてゐるが、本文では abhivyakti (p. 31. 1. 13, p. 31. 1. 23) となつてゐる。チベット訳も訳語を変えて、偈文では bstan bya (山口本 p. 33) を用い、本文では saḍḍi ba (山口本 p. 31, p. 32) と訳されている。(四)変異因 (変壊能作) は「所熟等にとつての火等の如し」といわれ、

変壊の障は無乱 (abhranti) に対する障である。変壊能作は増益と損滅との乱の転滅する自性であるから、乱無き故に変壊といわれる。(六)相離因 (分離能作) は「所断 (chedya) 等にとつての鎌等の如し」といわれ、分離の障は無障 (anāvaraṇa) に対する障である。なぜなら、無障は障と離れているからである。(七)転変因は「金等を鑢釧等に変化させる金細工人等の如し」といわれ、転変の障は廻向 (nati) に対する障である。菩提に心を廻向することを妨げるからである。(八)信解因は「火等にとつての烟等の如し」といわれ、信解の障は不怖 (amatsar-itva) に対する障である。信解なきとき怖れるからである。(九)令信因は「宗 (pratīṅā) にとつての因の如し」

といわれ、令信の障は不慳に対する障である。不慳なる(惜しまざる) によつて、他を信ぜしめるからである。(十)至得因は「涅槃等にとつての聖道の如し」といわれ、至得の障は自在 (vibhūta) に対する障である。なぜなら、かの自在性には自在性を至得 (prāpti) する相があるからである。

以上の如く、十能作 (十因) は「善等の十」すなわち、「善と菩提と摂受と有慧性と無乱と無障と、廻向と不怖と不慳と自在」(障品第九偈) に相對応して説かれており、安慧釈には「生等より至得に至るまでの義(対象)に隨つて、かの障とは相反対に加行等より三昧の修治に至るまでのものが十能作となる」と説かれている。ところでこの十能作は大乗阿毘達磨集論卷第三の中の「自性者。謂能作因自性差別者。謂能作因差別。略有二十種」(大正三一、六七一中) 以下で、二十能作が説かれる中の、初めの十能作に相当している。すなわち、

「一 生能作 謂識和合望識。二 住能作 謂食望已生及求生有情。三 持能作 謂大地望有情。四 照能作 謂燈等望諸色。五 變壞能作 謂火望薪。六 分離能作 謂鎌等望所断。七 轉變能作 謂工巧智等望金銀等物。八 信解能作 謂煙望火。九 顯了能作 謂宗因喻望所成義。十

等至能作。謂聖道望涅槃」(大正三一、六七一中)

と説かれており、これは中辺分別論における十能作の説
き方と殆んど一致している。しかし(一)生「起」能作では
「識和合望識」とあるのみであるが、サンスクリット文
では中辺分別論のように眼(cakṣu)という語が入ってい
る。もっともチベット訳には入っていない。また(三)「任」
持能作では「大地望有情」とあるが、中辺分別論では
「有情世間にとつての器世間」であつたし、(九)顛了能作
では「宗因喩」とあるが、中辺分別論では「宗にとつて
の因の如し」であつた。それ故、大乘阿毘達磨集論のサ
ンスクリットを上げると、

- 1) utpattikāraṇāni tadyathā cakṣuḥ sāmagrī vijñānasya ||
- 2) sthītikāraṇāni tadyathā āhāro bhūtanāni sattvānāni
sambhāvaiṣiṇāni ca ||
- 3) dhṛtikāraṇāni tadyathā pṛthivī sattvānām ||
- 4) prakāśakāraṇāni tadyathā pradīpo rūpānām ||
- 5) vikāraṇāni tadyathā agnirindhanasya ||
- 6) viyogakāraṇāni tadyathā dātṛāni cheḍyasya ||
- 7) pariṇātikāraṇāni tadyathā śīlpaśthanādīkani hiraṇy-
ādīnām ||
- 8) saṃpratyāyākāraṇāni tadyathā dhūmo(a) gneḥ |

9) saṃpratyāyanākāraṇāni tadyathā pratīḥānetudrīḥā-

nāṅ, sādhyasya ||

10) prāpanākāraṇāni tadyathā marḡo nirvānasya ||

となつている。中辺分別論と大乘阿毘達磨集論との間で、
訳語の相違や喩えの相違はあるが、その意味内容は殆ん
ど同じである。ともかくもここに中辺分別論の十能作と
大乘阿毘達磨集論の二十能作との関連性が見出されてま
ことに興味深い。

— 1 —

次に菩薩の障として、(a)菩提分と(b)波羅蜜と(c)地とに
対する障が説かれているが、その中で菩提分は声聞と菩
薩とに共通の行であるから共であるといわれ、波羅蜜と
諸地とは声聞と菩薩とで異なるから不共であるといわれ
る。

さて菩提分に対する障とは、三十七道品、すなわち四
念処(四念住)、四正勤(四正断)、四如意足(四神足)、
五根、五力、七覺支(七菩提分)、八正道(八聖道)に対
する障のことで、初めに(一)事(vastu)に善巧ならずと
は、四念住(四念処)に対する障である。四念住は事、

すなわち身受心法において不浄、苦、無常、無我を觀じて淨、樂、我、常を破すといわれる。(二)懈怠は四正斷(四正勤)に対する障である。(三)三昧にとつての二の劣性とは四神足(四如意足)に対する障である。二の劣性とは、(1)四神足すなわち、欲如意足、精進如意足、心如意足、思惟如意足の欲、精進、心、觀の中、いずれか一つを欠いているため円満しない場合と、(2)八断行、すなわち欲、正勤、信、輕安、念、正知、思、捨のうち、いずれか一つを欠いている場合との二である。ところで「欲と精進と心と觀とを円満するに」の「円満」は長尾本(p. 33. 7. 10)では paripūryā (paripuri の f. sg. I.) となつてゐるが、Tatia 本(p. 15. 7. 9)では aparipūryā (f. sg. I.) となつてゐる。Pandeya 本(p. 69. 7. 8)でも [a]paripūryā となつており、更に安慧釈でも「欲と勤と心と觀との随一具足せざるに由りて不円満なるが故に」とあることからすれば、不円満の方がよいようにも思われる。但しチベット訳では「円満」となつてゐる。いづれにしても表現の違いであつて、意味内容は同じである。(四)順解脱分(mokṣa-bhāgya)を植えないとは五根、すなわち信、勤、念、定、慧の五根に対する障である。(五)五根の羸弱マイなるとは五力に対する障である。五根

の羸弱なるとき、不信等の所対治(障)と相雜合する(vyavakīraṇa)故に、五力(信力、勤力、念力、定力、慧力)に対する障であるといわれる。(六)見の過失とは七覺支(七菩提分)に対する障である。七覺支(念覺支、法覺支、精進覺支、喜覺支、輕安覺支、定覺支、捨覺支)は見所断の煩惱を断ずるとき起る支(āṅga)であるから、「これら見道によつて顯示されるが故に」と説かれてゐる。(七)鈍重の過失とは八聖道(八正道)に対する障である。種子が阿頼耶識中に住する鈍重(習氣)は見所断より余の有漏であつて、修道所断であるから、これら八正道(正見、正思、正語、正業、正命、正精進、正念、正定)に対する障は修道によつて顕わされるといわれる。

以上の如く菩提分に対する障とは、佛教の実践道である三十七道品の各々に対する障であり、ここでの特色は三十七道品の上に修行の段階を考へてゐることである。「順解脱分〔の善根〕を植えざるは諸根に対する障なり」と説かれ、また「煖と頂とによりて顕わさるるものは實に諸根なり」と説かれて、「五根」の上に語られてゐる。次の「五力」の上では「所対治を征御し了りたるよりして忍と世第一法との時に信等は力の名を得」と説かれて

いる。更に七覺支の上では、「覺はここには見道を意趣せり」と説かれており、ここには明らかに段階が見られる。すなわち、三十七道品中の「五根」「五力」「七覺支」の上に修行の段階が考えられている。

三

さて次に菩薩の障として、波羅蜜に対する障が説かれる。これは菩提分が声聞と菩薩とに共通であるのに対し、波羅蜜においては共通ではないから不共といわれ、「菩薩こそ波羅蜜（と諸地）に依れる義あり」と説かれている。波羅蜜に対する障とは、いうまでもなく十波羅蜜に対する障である。(一)富貴と主権とに対する障とは、布施波羅蜜に対する障である。富貴 *aśvarya* は勿論 *śvara* + *ya* であり、*dhaneśvara* の意であると思う。チベット訳の *phyug po* (rich) にはそのような意味がある。(二)善趣に対する障とは、戒波羅蜜に対する障である。(三)有情を捨てることに對する障とは、忍辱波羅蜜に対する障である。(四)過失を減じ、功德を増すことへの障とは精進波羅蜜に対する障である。ところでここでは「減と増」のサンスクリットは *hani-viddhi* となっているが、すぐ後の十地を説く障品第十五偈では *hina-adhika* となっ

ている。(五)所化を趣入せしめる (*avātāna*) ことに對する障とは、静慮波羅蜜に対する障である。(六)解脱せしむる (*vimocana*) ことに對する障が般若波羅蜜 (智慧波羅蜜) に對する障である。これらがいわゆる六波羅蜜であるが、この論では更に四つの波羅蜜が加わって、十波羅蜜が説かれている。すなわち、(七)布施等の無窮尽に對する障が方便善巧波羅蜜に對する障である。なぜなら菩提に廻向するによりて布施等が無窮尽であり、大菩提に廻向する施等の善根は佛果の如く尽きずと説かれている。(八)一切の生処において、善の無間に起ることに對する障が願波羅蜜に對する障である。(九)善の決定せしめることに對する障とは、力波羅蜜に對する障である。思釈と修習との力によって、所対治 (障) に伏せられない (*arābhībhava*) からである。ところで偈文 (第十三偈) では玄奘訳「所作善決定」、真諦訳「所作常決定」とあり、いずれも「所作」が入っているが、サンスクリット *niyatīkāraṇa* は「決定せしめること」の意であると思う。ちなみにチベット訳を見ると *hes par byed* (決定せしめる) となっている。もっとも註釈のところでは、玄奘訳「所作善得決定」とあり「所作」が入っているが、真諦訳では「善法決定事」とあって「所作」は入ってい

ない。(4)自と他との「自ら」法を受用することと、「他を」成熟せしむることとに対する障が智波羅蜜に対する障である。すなわち、自ら法を受用し安住して甚深広大の大乘法を享受することと、法を説いて有情を成熟せしむることとである。そしてその障は、所聞の義が言の如くであると伺察すること、また少慧であるといわれている。以上の如く、十波羅蜜が説かれているが、その中で第六「智」慧波羅蜜は出世間の無分別智であり、その智によって一切の障を次第をもって断ずるが、しかるに方便と願と力と智との波羅蜜は出世間道後得智の所攝であるといわれる。第十智波羅蜜は最勝であるのにどうして無分別智でないのかといえば、智波羅蜜は無分別智の後得智であるからであると語られている。この「自らも法の受用を味領し、他の者をも成熟せしむる」という後得智の境地こそ大乘菩薩道であると考えられる。

註

- (1) 真諦訳には「如^ニ四^種食^ヲ為^スニ一切衆生^ノことある。
- (2) 山口博士「中辺分別論積疏」一二八頁―一二九頁参照
- (3) 同書 一二九頁参照
- (4) 同書 一二九頁参照
- (5) 同書 一三〇頁参照
- (6) 同書 一三二頁参照

- (7) 同書 一二八頁参照
- (8) 大乘阿毘達磨雜集論卷第四(大正三一、七三三中)に相当している。(山口博士「中辺分別論積疏」一三四頁註(8)参照)
- (9) 影印北京版一一二卷247—4—c参照
- (10) P. Pradhan: Abhidhammasamuccaya of Asanga, Santiniketan 1950, p. 28, 7, 12.
- (11) 山口博士「中辺分別論積疏」一三六頁参照
- (12) 同書 一三八頁参照
- (13) 山口博士「漢藏対照弁中辺論」三五頁参照
- (14) 山口博士「中辺分別論積疏」一三九頁参照
- (15) 本文(和訳)四三頁参照
- (16) 山口博士「中辺分別論積疏」一四〇頁参照(取意)
- (17) 三十七道品については対治修習品(Nagao 本 p.60以下)で詳しく説かれている。
- (18) 山口博士「中辺分別論積疏」一三八頁参照
- (19) 同書 一三九頁参照
- (20) 同書 一三九頁参照
- (21) 同書 一三六頁参照
- (22) Lokesh Chandra: Tibetan-Sanskrit Dictionary, Dhung po: (2) dhanāvvara 248.
- (23) 山口博士「中辺分別論積疏」一四四頁参照
- (24) 同書 一四五頁参照(取意)
- (25) 同書 一四六頁参照(取意)
- (26) 同書 一四六頁参照

(未完)